

令和6年度（山形県）

公認指導者資格指導員（A・B・C）更新・最有効化講習会要項

- 1 主 催 : 公益財団法人全日本柔道連盟
- 2 主 管 : 山形県柔道連盟
- 3 目 的 : 柔道指導者のさらなる資質の向上および指導力の強化を図り、柔道の普及・発展に寄与することを目的とする。

4 実施方法

スマートホン・パソコンを使用したe-ラーニング講習と本連盟による面接型の講習会のどちらかを受講してください。

(1) judo-member 会員登録システムによるe-ラーニング講習。

ア judo-member 会員登録システムの URL <https://judo-member.jp/>

イ 全柔連【更新・指導者】講習会 受付期間（5/18～12/27）

- ①コンプライアンス講習 E1001220
- ②審判規程講習 E1001246
- ③安全指導講習 E1001221
- ④本連盟トピックス E1001222

※ 審判規程（E1001246）を修了しても審判資格の審判員更新講習は修了しません。

※ コンプライアンス（E1001220）を修了で審判資格のコンプライアンスも修了となります。

ウ 全柔連【再有効・指導者】から始まる講習会 受付期間（5/18～12/27）

- ①コンプライアンス講習 E1001225
- ②審判規程講習 E1001245
- ③安全指導講習 E1001224
- ④本連盟トピックス E1001228

(2) 面接型講習会

ア 開催日：令和6年12月15日（日） 9：30～15：00

イ 場 所： 山形県総合運動公園内柔道場及び会議室

〒994-0000 山形県天童市 山王1-1 [TEL:023-655-5900](tel:023-655-5900)

ウ 内 容（更新・最有効化）

- ①コンプライアンス講習
- ②審判規程講習
- ③安全指導講習
- ④本連盟トピックス

エ 受講料 500円（当日、徴収します。）

* e-ラーニング講習が基本ですが、事情により judo-member で受講できない者が対象です。

5 申込み

面接型講習会受講希望者は、必ず登録している地区柔道連盟に申し込むこと（個人等からの申込みは受け付けない。）。各地区柔道連盟は、当該地区の受講者名簿（別添）を令和6年11月16日まで、下記担当者あてに提出すること。

●申込み担当者： 山形県柔道連盟事務局 木村 俊一

連絡先： 〒999-3522 山形県西村山郡河北町溝延 583

e-mail: judowazaari0911@gmail.com

TEL : 090-1370-3247